

入間東部地区事務組合
公共施設等総合管理計画

令和3（2021）年3月

入間東部地区事務組合

目 次

はじめに.....	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 本計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
1 現況と人口推移等の把握.....	3
1-1 本組合の沿革	3
1-2 事務概要	4
1-3 人口の現状と見通し	6
1-4 財政の状況と見通し	8
2 公共施設等の状況.....	10
2-1 施設の保有状況	10
2-2 施設の老朽化の状況	12
2-3 保有施設の有形固定資産減価償却率	13
2-4 関連計画の整理	14
3 維持管理・修繕・更新に係る中長期的な経費の見込み等把握.....	15
3-1 公共施設等の将来の更新等費用の見通し	15
3-2 現況や課題に関する基本認識	19
4 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	20
4-1 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する取組の方向性	20
4-2 公共施設の管理に関する基本的な考え方	21
5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	23
5-1 広域消防	23
(1) 消防施設	23
(2) 消防車両等	24
(3) 通信指令施設	26
5-2 火葬場・斎場	28
5-3 し尿処理場	29
6 本計画の推進体制.....	30
6-1 取組体制の構築	30
6-2 情報基盤の整備・情報共有の方策	30
6-3 フォローアップの実施方針	31
7 参考資料.....	32
7-1 投資的経費の過去5年の実績値	32
7-2 算定条件	33

はじめに

1 計画策定の背景と目的

我が国の経済が飛躍的に成長をとげた昭和 30（1955）年から昭和 48（1973）年頃までの高度経済成長期には人口の増加や社会環境の変化により拡大する行政需要に合わせて公共施設や教育施設、更には道路、橋りょう、上下水道などのインフラ施設が集中的に整備されました。

今後、これらの公共施設等が一斉に老朽化することが懸念されており、平成 24（2012）年には、中央自動車道の笹子トンネル天井板崩落事故、平成 25（2013）年には静岡県浜松市の第 1 弁天橋損傷事故などインフラの老朽化による災害も発生していることから公共施設等の維持管理について早期にマネジメントを図り、適切に対応していく必要があります。

このような状況の下で、地方公共団体の財政負担の軽減や平準化に向け、保有する公共施設等の更新、統合・再編、長寿命化等を計画的に実施する「公共施設等総合管理計画」の策定要請が平成 26（2014）年 4 月に総務省から都道府県知事を通じて全国の地方公共団体等へ通知されました。消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合に対しても、平成 27（2015）年 3 月に消防庁から「消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合における『公共施設等総合管理計画』の策定について」が発令され、旧入間東部地区消防組合においても平成 30（2018）年 1 月に「入間東部地区消防組合公共施設等総合管理計画」を策定しました。

また、国は「インフラ長寿命化基本計画（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）（平成 25（2013）年 11 月）」に基づき、インフラを管理・所管するものに対し、当該施設の維持管理や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別施設計画の策定を求めています。

このような背景の中で、平成 30（2018）年 4 月に、し尿処理及び火葬場・斎場の管理を行う旧入間東部地区衛生組合と統合し、新たに入間東部地区事務組合（以下「本組合」という。）が発足したことにより、「入間東部地区消防組合公共施設等総合管理計画」を改訂し、「入間東部地区事務組合公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 本計画の位置づけ

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく地方公共団体等の行動計画として位置づけられます。総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（平成 30（2018）年 2 月 27 日）及び「公共施設等の適正管理と地方公会計の推進」（令和 2（2020）年 10 月 30 日）に基づきとりまとめます。

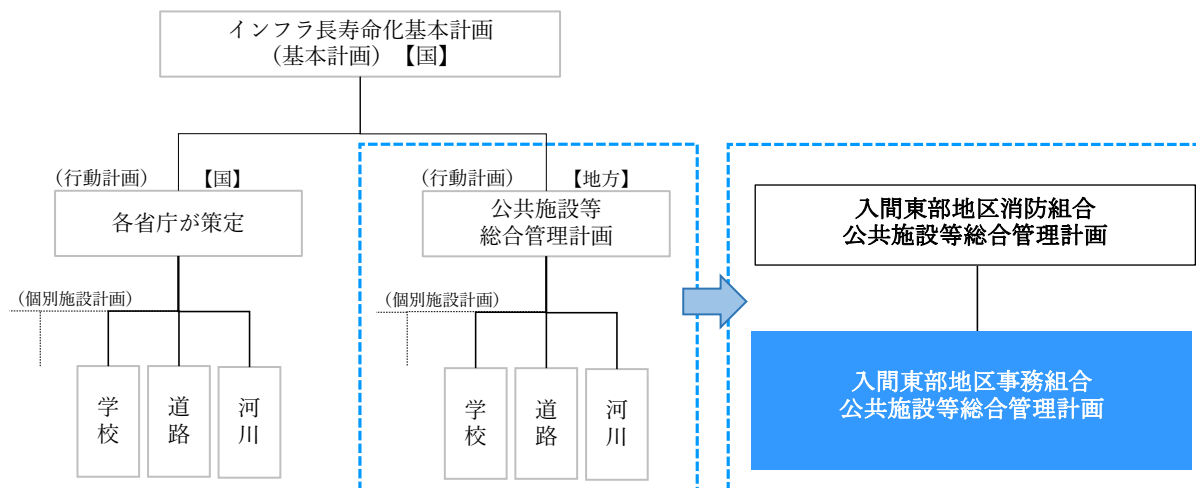


図1 計画の位置づけ

3 計画期間

本計画の計画期間は、「入間東部地区消防組合公共施設等総合管理計画」の計画期間を踏まえ、令和3（2021）年度から令和38（2056）年度までの36年間とします。なお、維持・更新等コストの試算期間は、40年間とします。

また、上位計画等の見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行うものとします。

計画期間:36 年間

令和 3(2021)年度から令和 38(2056)年度まで

1 現況と人口推移等の把握

1-1 本組合の沿革

本組合の沿革は、表 1-1 に示すとおりであり、主要な時期は以下のとおりです。

- ・昭和 45（1970）年 11 月福岡町・富士見町・大井町・三芳町が入間東部地区消防組合を設立、福岡町消防本部が入間東部地区消防組合消防本部に改称しました。
- ・平成 25（2013）年 8 月消防組合消防本部・中央消防署と大井分署が統合され、消防組合消防本部及び西消防署を開署し、三芳分署、東消防署、富士見分署、ふじみ野分署と合わせて、2 署 3 分署体制となりました。
- ・平成 30（2018）年 4 月し尿処理及び火葬場・斎場の管理を行う入間東部地区衛生組合と入間東部地区消防組合が統合し、入間東部地区事務組合が発足しました。（消防本部名称は、入間東部地区事務組合消防本部に改称）

表 1-1 本組合の沿革

時期	沿革
昭和 42 年 4 月	・ 福岡町消防本部・福岡町消防署を開設
昭和 45 年 11 月	・ 福岡町・富士見町・大井町・三芳町が入間東部地区消防組合を設立（福岡町消防本部が入間東部地区消防組合消防本部に改称）
昭和 46 年 10 月	・ 富士見出張所・大井出張所・三芳出張所を仮庁舎にて開設
昭和 47 年 4 月	・ 福岡町・富士見町が市制施行（上福岡市・富士見市）
昭和 49 年 5 月	・ 消防本部・消防署庁舎が完成移転（旧庁舎を上福岡出張所に改称）
昭和 52 年 4 月	・ 上福岡分署を上福岡出張所に改称
昭和 52 年 5 月	・ みずほ台出張所開設
昭和 53 年 3 月	・ 三芳出張所庁舎完成
昭和 56 年 11 月	・ 富士見出張所庁舎完成
昭和 57 年 11 月	・ 大井出張所庁舎完成
平成 2 年 7 月	・ 富士見出張所が富士見消防署に、上福岡出張所が上福岡消防署に昇格 ・ 消防署を中央消防署に改称。大井出張所・三芳出張所・みずほ台出張所を分署に改称
平成 9 年 2 月	・ 上福岡消防署新庁舎完成
平成 15 年 2 月	・ 三芳分署新庁舎完成
平成 16 年 10 月	・ 新潟県中越地震の被災地に緊急消防援助隊派遣
平成 16 年 11 月	・ 富士見消防署新庁舎完成移転
平成 17 年 2 月	・ 入間東部地区消防組合 W e b サイト開設
平成 17 年 10 月	・ 上福岡市と大井町が合併し「ふじみ野市」が誕生
平成 20 年 6 月	・ 入間東部広域斎場しののめの里供用開始

時期	沿革
平成 20 年 2 月	・ 富士見消防署に特別救助隊を配置
平成 23 年 3 月	・ 東日本大震災の被災地に緊急消防援助隊を派遣
平成 25 年 8 月	・ 消防組合消防本部・中央消防署と大井分署が統合され、消防組合消防本部及び西消防署開署 ・ 富士見消防署を東消防署、上福岡消防署をふじみ野分署、みずほ台分署を富士見分署、それぞれ改称し、2 署 3 分署体制となる
平成 30 年 1 月	・ 入間東部地区消防組合公共施設等総合管理計画策定
平成 30 年 4 月	・ 浄化センター供用開始
平成 30 年 4 月	・ 入間東部地区消防組合が、し尿処理及び火葬場・斎場の管理を行う入間東部地区衛生組合と統合 ・ 新たに入間東部地区事務組合が誕生（消防本部の名称が入間東部地区事務組合消防本部に改称）

1-2 事務概要

本組合は構成市町における「消防に関する事務」及び「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により、構成市町が処理することとされた事務のうち、下表「ア」、「イ」、「ウ」、「し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処理に関する事務」、「火葬場及び斎場の設置及び管理に関する事務」の事務を共同処理しています。

表 1 - 2 共同処理する事務に係る構成市町

共同処理する事務	構成市町		
	富士見市	ふじみ野市	三芳町
消防に関する事務	○	○	○
知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年埼玉県条例第 61 号）により、構成市町が処理することとされた事務のうち、次に掲げるもの ア 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）及び火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）に基づく事務 イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に基づく事務 ウ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）に基づく事務	○	○	○
し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処理に関する事務	○	○	○
火葬場及び斎場の設置及び管理に関する事務	○	○	○

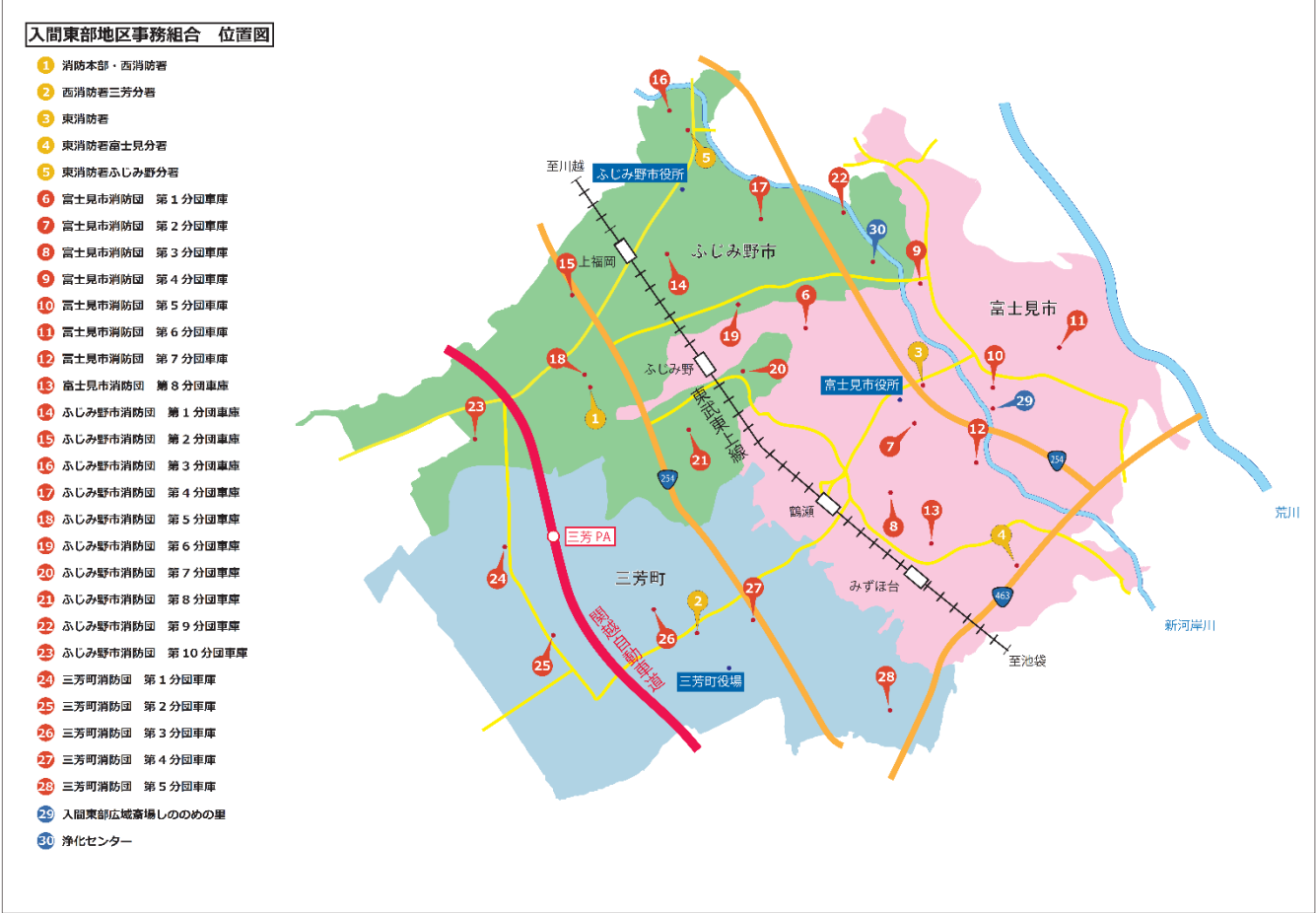
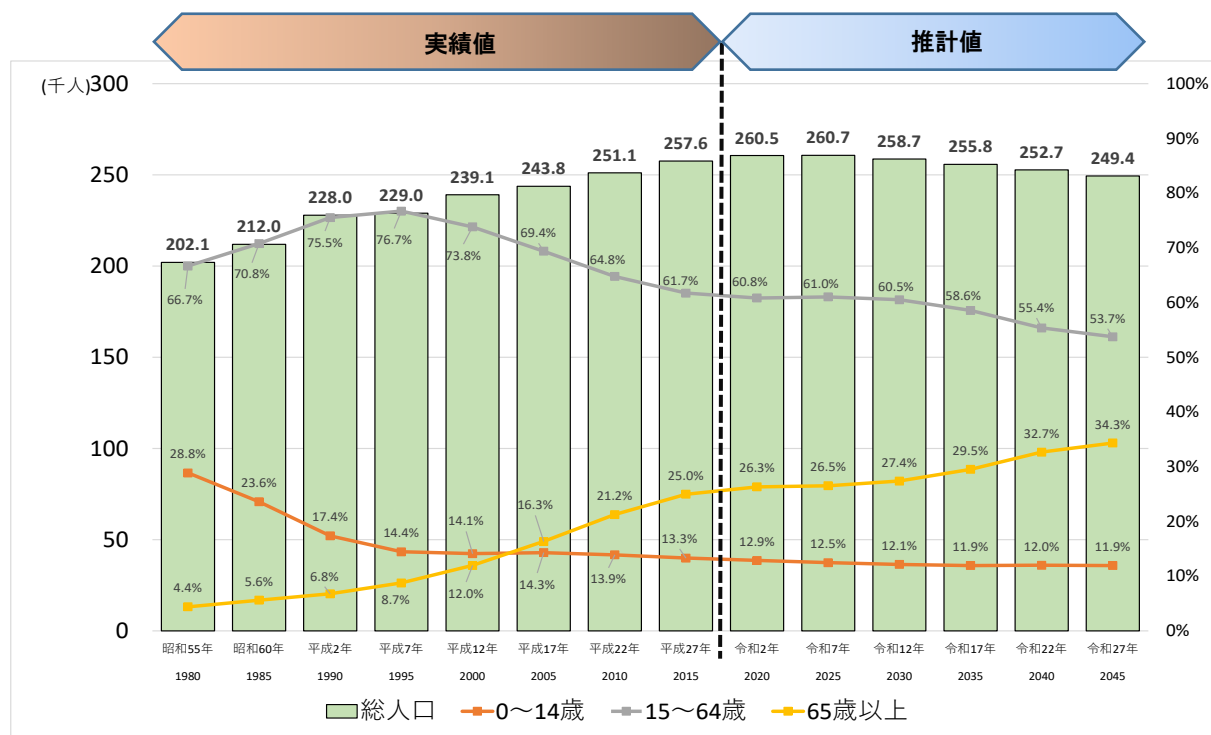


図 1 - 1 施設位置図

1-3 人口の現状と見通し

構成市町の総人口は、国勢調査によると平成 27(2015)年 257.6 千人であり、昭和 55(1980)年以降増加傾向にあります。将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 7(2025)年が増加人口のピークで 260.7 千人に、以降減少し令和 27(2045)年に 249.4 千人になると予測されています。また、年齢 3 階層別人口割合をみると、年少人口と生産年齢人口割合は減少する一方、高齢者人口割合は増加し、少子高齢化が進行すると予測されています。(次頁に参考として構成市町ごとの人口見通しを掲載します。)



出典：実績値は国勢調査、推計値は国立社会保障人口問題研究所（平成 30（2018）年推計）
 ※年少人口：15 歳未満の人口、生産年齢人口：15 歳以上 65 歳未満の人口、高齢者人口：65 歳以上の人口。
 ※端数処理の関係で合計値が 100%にならない場合があります。

図 1-2 構成市町の総人口及び年齢 3 階層別人口割合の推移と見通し

表 1-3 構成市町の人口ビジョン策定内容

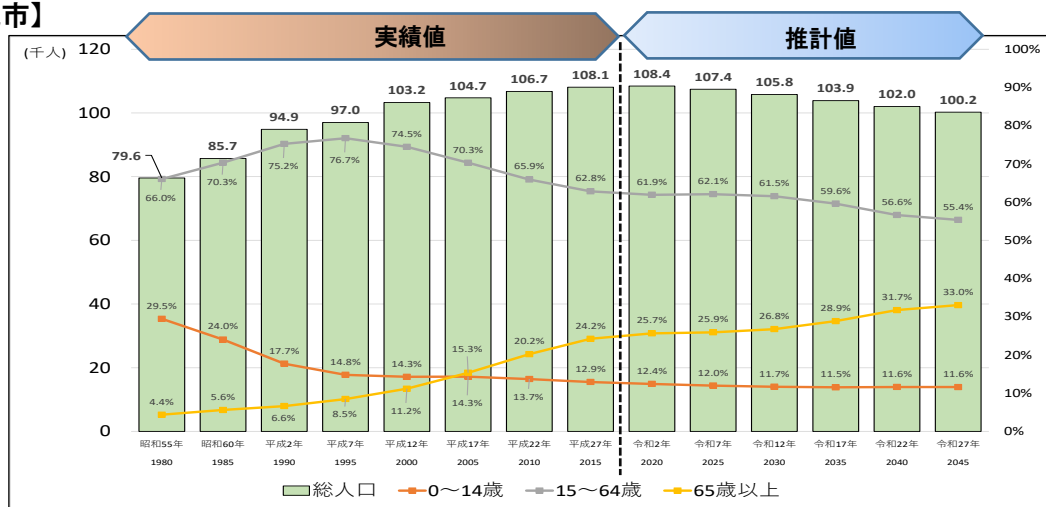
(単位：人)

	令和 2 (2020) 年	令和 17 (2035) 年	令和 27 (2045) 年	人口ビジョン設定の方向等
富士見市 (R2(2020).5 策定)	112,269	111,499	109,864	・「人」に愛あふれる富士見市 ・「暮らし」にやさしい富士見市 ・「仕事」をつくる富士見市
ふじみ野市 (H27(2015).10 策定)	115,490	117,362	115,046	・ふじみ野市における安定した雇用を創出する ・ふじみ野市への新しい人の流れをつくる ・結婚や出産がしやすい環境を創出する ・誰もが子育てのしやすいまちを創出する ・時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
三芳町 (H28(2016).3 策定)	38,074	37,203	33,350	・安定した雇用創出 ・子育て世代の定住化とトカイナカみよしを楽しむ ・みよしの特性を活かした魅力的な子育て環境をつくる ・いつまでも住み続けたい町みよし
合計	265,833	266,064	258,260	

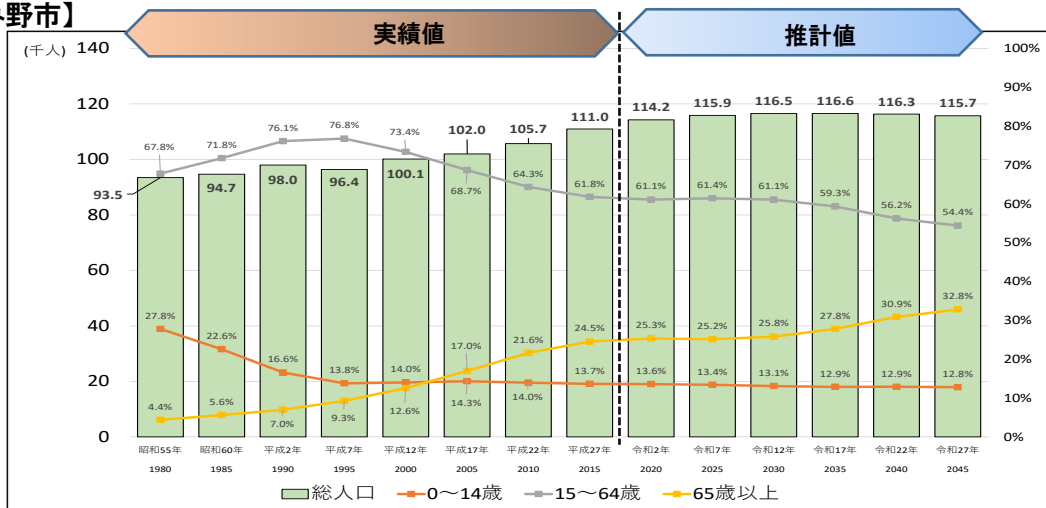
<参考>

構成市町別の総人口及び年齢3階層別人口割合の推移と見通しは、以下に示すとおりです。

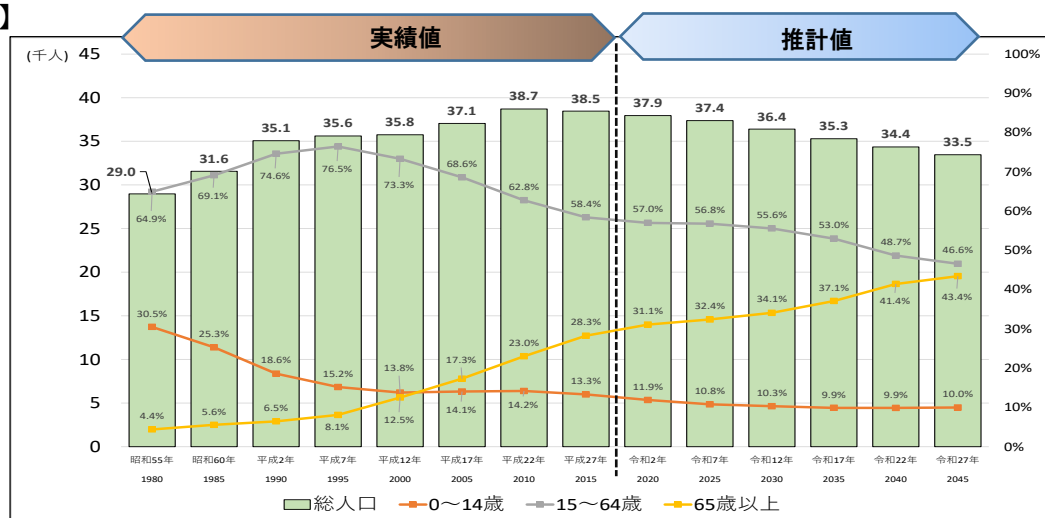
【富士見市】



【ふじみ野市】



【三芳町】



出典：実績値は国勢調査、推計値は国立社会保障人口問題研究所（平成30（2018）年推計）

図1-3 構成市町別の総人口及び年齢3階層別人口割合の推移と見通し

1-4 財政の状況と見通し

(1) 歳入

歳入の状況をみると、令和元(2019)年度決算の歳入総額は約 46.9 億円であり、構成市町負担金が約 35.4 億円、歳入総額の約 75.4%を占めています。使用料及び手数料は約 2.0 億円、歳入総額の約 4.3%を占めています。地方債は、令和元(2019)年度は約 5.4 億円で増加しており、歳入総額の約 11.5%となっています。

今後、構成市町の厳しい財政状況を踏まえ、自主財源確保策の更なる推進が課題です。

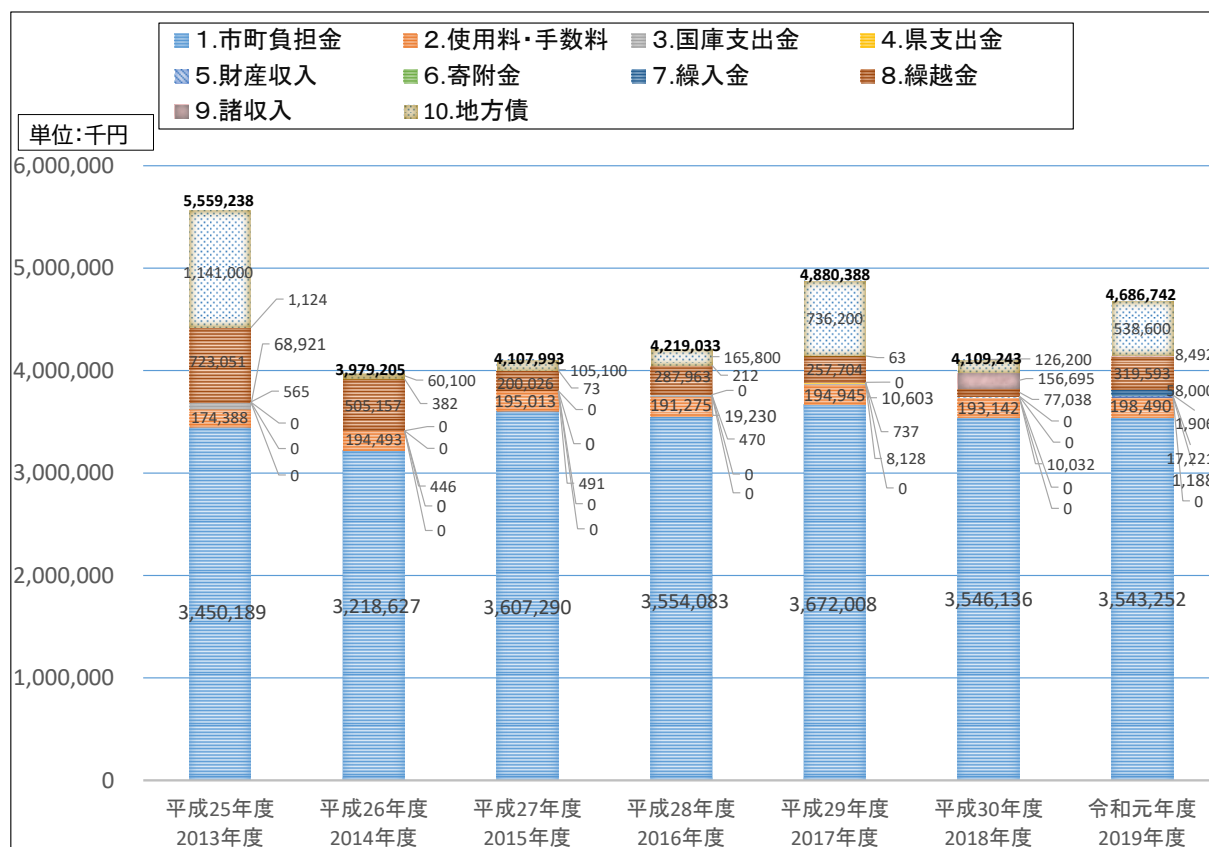


図1-4 歳入の推移

表1-4 歳入の推移

一般会計 歳入決算

(単位:千円)

	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度
1.市町負担金	3,450,189	3,218,627	3,607,290	3,554,083	3,672,008	3,546,136	3,543,252
2.使用料・手数料	174,388	194,493	195,013	191,275	194,945	193,142	198,490
3.国庫支出金	68,921	0	0	19,230	10,603	0	1,188
4.県支出金	565	0	0	0	8,128	0	0
5.財産収入	0	446	491	470	737	10,032	17,221
6.寄附金	0	0	0	0	0	0	1,906
7.繰入金	0	0	0	0	0	0	58,000
8.繰越金	723,051	505,157	200,026	287,963	257,704	77,038	319,593
9.諸収入	1,124	382	73	212	63	156,695	8,492
10.地方債	1,141,000	60,100	105,100	165,800	736,200	126,200	538,600
合計	5,559,238	3,979,205	4,107,993	4,219,033	4,880,388	4,109,243	4,686,742

(2) 歳出

歳出の状況を性質別にみると、令和元(2019)年度決算の歳出総額は約 43.6 億円であり、人件費が約 24.3 億円、歳出総額の約 55.7%を占めています。次に投資的経費は平成 25 (2013) 年度、平成 29 (2017) 年度、令和元 (2019) 年度に多く、それぞれ「消防本部・西消防署」、「浄化センター」、「東消防署富士見分署」建設によるものです。

今後は、消防施設や火葬場・斎場の長寿命化対策など投資的経費の増加が想定されることから、計画的な施設の維持補修の実施や事業費の平準化が課題です。

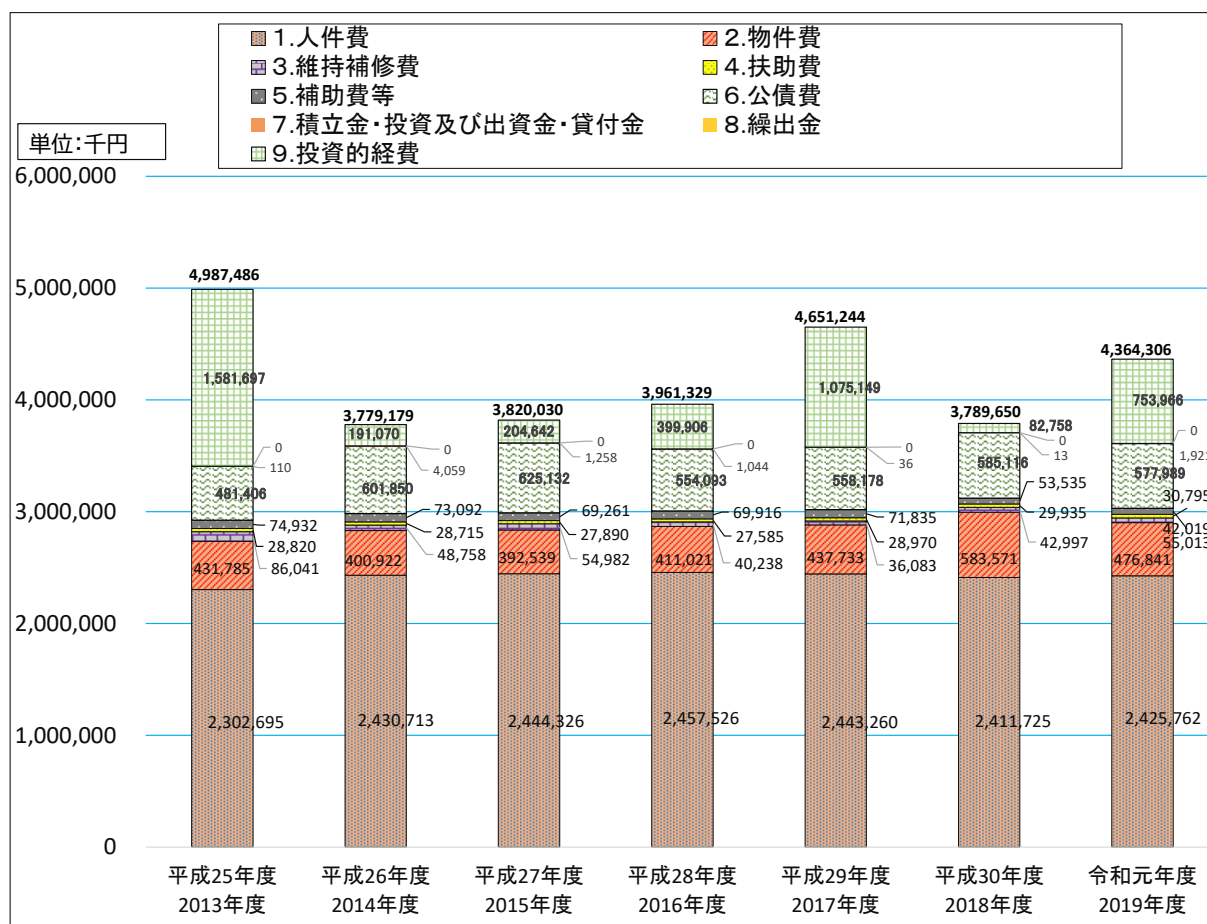


図 1 - 5 歳出の推移

一般会計 歳出決算

表 1 - 5 歳出の推移

(単位:千円)

	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度
1.人件費	2,302,695	2,430,713	2,444,326	2,457,526	2,443,260	2,411,725	2,425,762
2.物件費	431,785	400,922	392,539	411,021	437,733	583,571	476,841
3.維持補修費	86,041	48,758	54,982	40,238	36,083	42,997	42,019
4.扶助費	28,820	28,715	27,890	27,585	28,970	29,935	30,795
5.補助費等	74,932	73,092	69,261	69,916	71,835	53,535	55,013
6.公債費	481,406	601,850	625,132	554,093	558,178	585,116	577,989
7.積立金・投資及び出資金・貸付金	110	4,059	1,258	1,044	36	13	1,921
8.繰出金	0	0	0	0	0	0	0
9.投資的経費	1,581,697	191,070	204,642	399,906	1,075,149	82,758	753,966
合計	4,987,486	3,779,179	3,820,030	3,961,329	4,651,244	3,789,650	4,364,306

2 公共施設等の状況

2-1 施設の保有状況

本組合の保有する施設数は 29 施設 34 棟あり、総延床面積は約 19.69 千㎡です。施設別で見ると、広域消防のうち、常備消防施設が約 11.94 千㎡で約 60.64%、非常備消防施設が約 1.50 千㎡で約 7.62%です。火葬場・斎場が約 5.34 千㎡で約 27.12%、し尿処理場が約 0.91 千㎡で約 4.62%となっています。

昭和 56(1981)年 5 月 31 日以前に建築された「旧耐震基準」に該当する建築物はなく、最も古い施設は広域消防の三芳町消防団第 1 分団車庫(昭和 60(1985)年)、三芳町消防団第 4 分団車庫(昭和 61(1986)年)、三芳町消防団第 5 分団車庫(昭和 62(1987)年)の 3 棟です。

三芳町消防団第 1 分団車庫は令和 2(2020)年 10 月に大規模改修が完了しました。

東消防署富士見分署は令和 3(2021)年 3 月に竣工しています。

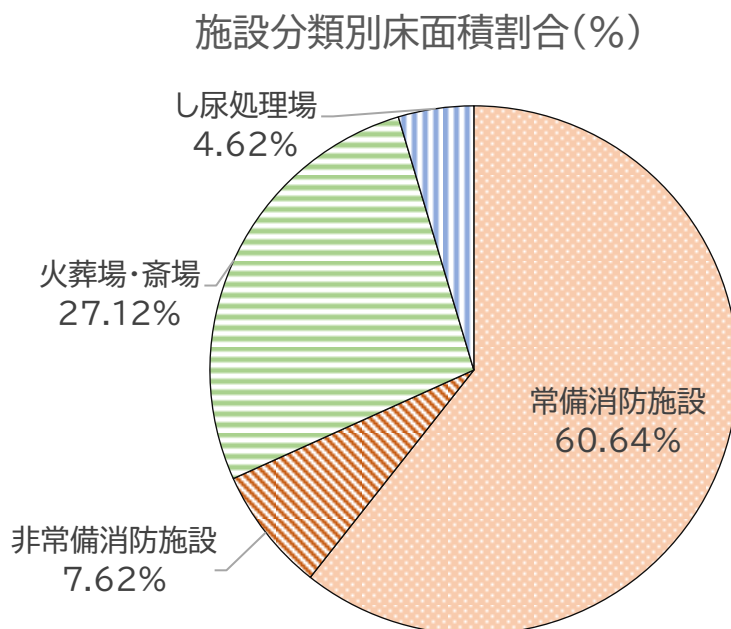


図 2-1 本組合の保有する公共施設の延床面積割合

表 2-1 本組合の保有する施設一覧

施設類型	施設番号	施設名	棟番号	棟名	敷地面積	棟数	延床面積		構造・階数	竣工年	経過年数	耐震対策実施状況
					(㎡)		(㎡)	(%)				
広域消防	常備消防施設	1 消防本部・西消防署	1	消防本部・西消防署		1	5,356.81		RC・4F	H25 (2013)	7	新耐震基準
			1-1	消防本部・西消防署 訓練棟A		1	205.32		RC・6F	H25 (2013)	7	新耐震基準
			1-2	消防本部・西消防署 訓練棟B		1	261.44		RC・2F	H25 (2013)	7	新耐震基準
				計	4,999.71	3	5,823.57	48.8				
		2 西消防署三芳分署	2	西消防署三芳分署	2,192.37	1	1,354.75	11.3	RC・4F 地下1F	H15 (2003)	17	新耐震基準
		3 東消防署	3	東消防署		1	1,536.08		RC・3F	H16 (2004)	16	新耐震基準
			3-1	東消防署 訓練棟A		1	323.70		RC・6F	H16 (2004)	16	新耐震基準
			3-2	東消防署 訓練棟B		1	348.00		RC・2F	H16 (2004)	16	新耐震基準
			3-3	東消防署 訓練棟C		1	288.00		RC・2F	H16 (2004)	16	新耐震基準
				計	9,658.00	4	2,495.78	20.9				
		4 東消防署富士見分署	4	東消防署富士見分署	1,534.73	1	911.54	7.6	RC・2F	R3.3 (2021.3)	0	R3.3竣工
		5 東消防署ふじみ野分署	5	東消防署ふじみ野分署	1,128.00	1	1,354.92	11.3	RC・2F 地下1F	H8 (1996)	24	新耐震基準
				計	19,512.81	10	11,940.56	100.0	60.6			
	非常備消防施設	6 富士見市消防団 第1分団車庫	6	富士見市消防団 第1分団車庫	99.99	1	73.08	4.9	S・2F	H24 (2012)	8	新耐震基準
		7 富士見市消防団 第2分団車庫	7	富士見市消防団 第2分団車庫	269.58	1	105.00	7.0	W・1F	H23 (2011)	9	新耐震基準
		8 富士見市消防団 第3分団車庫	8	富士見市消防団 第3分団車庫	164.59	1	72.69	4.8	LGS・2F	H27 (2015)	5	新耐震基準
		9 富士見市消防団 第4分団車庫	9	富士見市消防団 第4分団車庫	272.10	1	99.37	6.6	LGS・1F	H25 (2013)	7	新耐震基準
		10 富士見市消防団 第5分団車庫	10	富士見市消防団 第5分団車庫	281.13	1	76.00	5.1	LGS・1F	H13 (2001)	19	新耐震基準
		11 富士見市消防団 第6分団車庫	11	富士見市消防団 第6分団車庫	119.00	1	73.08	4.9	LGS・2F	H26 (2014)	6	新耐震基準
		12 富士見市消防団 第8分団車庫	12	富士見市消防団 第8分団車庫	162.67	1	68.31	4.5	LGS・1F	H27 (2017)	3	新耐震基準
		13 ふじみ野市消防団 第1分団車庫	13	ふじみ野市消防団 第1分団車庫	57.76	1	63.61	4.2	S・2F	H17 (2005)	15	新耐震基準
		14 ふじみ野市消防団 第2分団車庫	14	ふじみ野市消防団 第2分団車庫	144.36	1	82.21	5.5	S・2F	H22 (2010)	10	新耐震基準
		15 ふじみ野市消防団 第3分団車庫	15	ふじみ野市消防団 第3分団車庫	104.00	1	68.58	4.6	S・2F	H20 (2008)	12	新耐震基準
		16 ふじみ野市消防団 第4分団車庫	16	ふじみ野市消防団 第4分団車庫	125.76	1	72.68	4.8	S・2F	H19 (2007)	13	新耐震基準
		17 ふじみ野市消防団 第5分団車庫	17	ふじみ野市消防団 第5分団車庫	163.00	1	52.99	3.5	S・1F	H9 (1997)	23	新耐震基準
		18 ふじみ野市消防団 第6分団車庫	18	ふじみ野市消防団 第6分団車庫	160.45	1	81.20	5.4	S・2F	H30 (2018)	2	新耐震基準
		19 ふじみ野市消防団 第7分団車庫	19	ふじみ野市消防団 第7分団車庫	102.30	1	52.99	3.5	S・1F	H17 (2005)	15	新耐震基準
		20 ふじみ野市消防団 第8分団車庫	20	ふじみ野市消防団 第8分団車庫	176.01	1	52.99	3.5	S・1F	H13 (2001)	19	新耐震基準
		21 ふじみ野市消防団 第9分団車庫	21	ふじみ野市消防団 第9分団車庫	88.00	1	60.03	4.0	LGS・2F	H14 (2002)	18	新耐震基準
		22 ふじみ野市消防団 第10分団車庫	22	ふじみ野市消防団 第10分団車庫	156.00	1	50.96	3.4	LGS・1F	H7 (1995)	25	新耐震基準
		23 三芳町消防団 第1分団車庫	23	三芳町消防団 第1分団車庫	632.15	1	59.31	3.9	LGS・1F	S60 (1985)	35	大規模改修 R2.10月竣工
		24 三芳町消防団 第2分団車庫	24	三芳町消防団 第2分団車庫	313.75	1	58.93	3.9	S・1F	H8 (1996)	24	新耐震基準
		25 三芳町消防団 第3分団車庫	25	三芳町消防団 第3分団車庫	235.74	1	59.25	3.9	S・1F	H4 (1992)	28	新耐震基準
		26 三芳町消防団 第4分団車庫	26	三芳町消防団 第4分団車庫	187.83	1	59.31	3.9	LGS・1F	S61 (1986)	34	大規模改修予定
		27 三芳町消防団 第5分団車庫	27	三芳町消防団 第5分団車庫	167.15	1	59.31	3.9	LGS・1F	S62 (1987)	33	大規模改修予定
				計	4,183.32	22	1,501.88	100.0	7.6			
火葬場・斎場	28	入間東部広域斎場 しののめの里	28	入間東部広域斎場 しののめの里	39,884.21	1	5,341.35	27.1	RC・2F	H20 (2008)	12	新耐震基準
し尿処理場	29	浄化センター	29	浄化センター	15,185.79	1	908.92	4.6	RC・2F 地下1F	H30 (2018)	2	新耐震基準
合計					102,462.26	34	19,692.71	100.0				

※1 東消防署富士見分署は令和 3 (2021) 年 3 月に竣工しています。

※2 三芳町消防団第 1 分団車庫は大規模改修しています。(令和 2 (2020) 年 10 月完成)

※3 端数処理の関係で合計値が 100%にならない場合があります。

※4 構造記号 RC:鉄筋コンクリート造、S:鉄骨造、LGS:軽量鉄骨造、W:木造

※5 延床面積は不動産登記法による数値であり、東消防署富士見分署にあっては、策定時(表題)登記前となることから、建築基準法に基づく数値です。

2-2 施設の老朽化の状況

公共施設を建築年度別にみると、建築後 10 年～20 年の施設は約 9.7 千㎡で全延べ床面積の 49.4%を占めており、次いで建築後 10 年未満の施設が 8.2 千㎡、41.7%であり、建築後 20 年未満の施設で全体の 91.1%を占めています。

一般的に、鉄筋コンクリート造の建築物は、建築後 30 年程度で大規模改修、60 年程度で建替えが必要になるとされています。

また、し尿処理施設・汚泥再生処理センターの耐用年数は、「築 25 年未満の施設については、基幹的設備改良後 10 年以上施設を稼働すること」されており、今後は基幹的設備の更新に多くの費用がかかることが予想されます。

※「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（し尿処理施設・汚泥再生処理センター編）」

（環境省 平成 27（2015）年 3 月改訂）

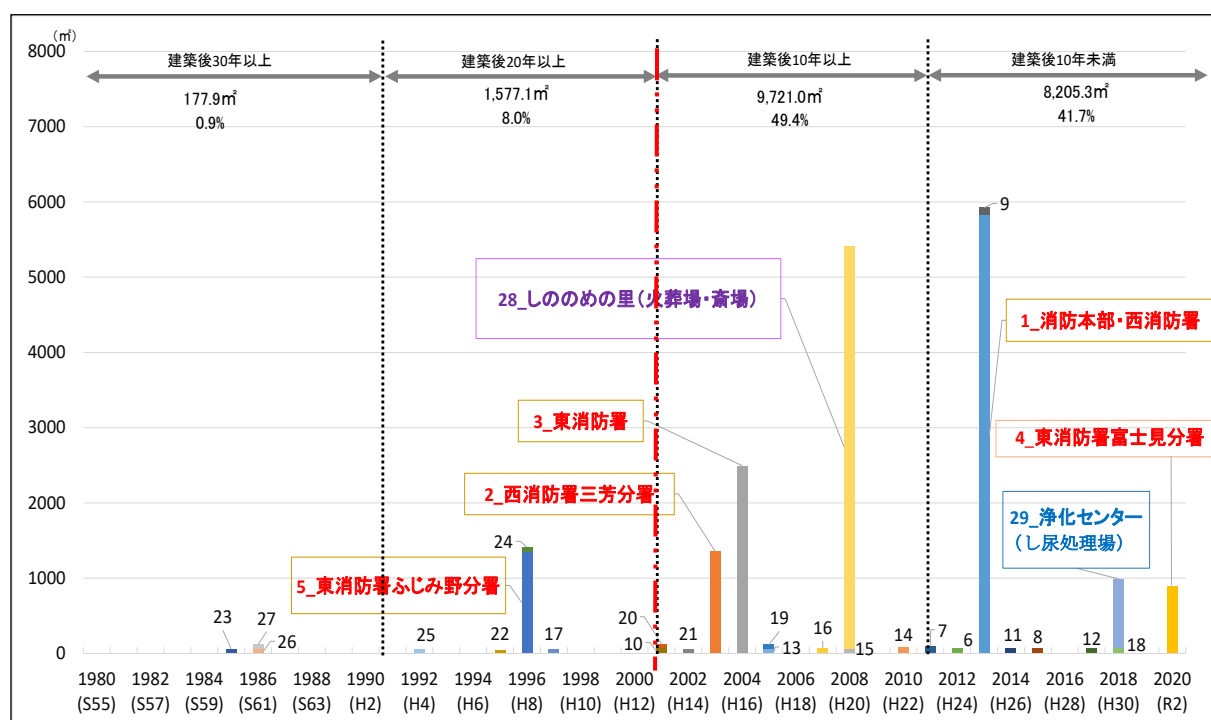


図 2 - 2 本組合公共施設の建築年度別延床面積

2-3 保有施設の有形固定資産減価償却率

過去に行った対策や施設保有量の推移を踏まえ、本組合が保有する施設の有形固定資産減価償却率を表示します。

全施設の有形固定資産減価償却率を見ると、減価償却は耐用年数に対し資産取得から全体として約50%経過しております。今後は施設別の有形固定資産減価償却率も1つの指標として活用しながら老朽化対策を実施することとします。

表2-2 有形固定資産減価償却率計算結果 (単位：円)

	有形固定資産 合計	土地取得価額	建物減価償却 累計額	物品減価償却 累計額	減価償却累計 額	有形固定資産 減価償却率
H30	9,001,984,361	2,898,110,625	5,122,566,437	1,488,035,056	6,610,601,493	51.99%
R1	9,297,378,363	2,956,827,522	5,423,460,443	1,588,409,048	7,011,869,491	52.51%

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

○有形固定資産減価償却率とは

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標です。

※有形固定資産減価償却率は、全体の大まかな傾向を把握するのに有効ですが、この指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないため、比率が高いことが、直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではないことに留意が必要です。

出典：総務省 公共施設等の適正管理と地方公会計の推進 (R2.10.30)

2-4 関連計画の整理

本計画の関連計画は、以下のとおりです。（要旨抜粋）

計画書名（策定年月）	入間東部地区消防組合公共施設等総合管理計画（平成 30(2018)年 1 月）
計画期間等	平成 29（2017）年度～令和 38（2056）年度 ＜40 年間＞
計画内容	
第 7 章 本計画の基本方針 1. 点検・診断等の実施 組合施設の維持管理に係る定期的な点検を実施することにより施設の劣化・損傷程度や原因等を把握し、評価（診断）は、国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（一般財団法人建築保全センター発行）や構成市町の取組みを参考に実施します。 2. メンテナンスサイクルの構築 各施設の特性等を考慮したうえで、メンテナンスサイクルを構築し、継続的に発展させていくものとします。また、計画的な維持管理を行うことでライフサイクルコストの縮減を図ります。 3. 長寿命化推進によるコスト削減 トータルコストを縮減し、予算を平準化していくためには、組合施設の構造・機能等の耐久性を高め、長寿命化を図り大規模な修繕や更新を極力回避することが重要となります。そのため、「予防保全型維持管理」の導入を推進していくものとします。 4. 公共施設マネジメントの一元化 公共施設等の維持管理にあたっては、施設情報を集約し一元化を図る必要があります。各施設の劣化度や運営状況を適切に把握したうえで優先度などの分析評価を行い、公共施設マネジメントを計画的に推進していくものとします。 5. 防災・減災対策の推進 組合施設は、大規模災害発生時には災害対応拠点となることから、地震動等の災害外力にも耐えうる施設とするため、修繕等の機会を的確に捉え、施設の防災・耐震性能や事故に対する安全性能向上を図り、効率的・効果的な対策を行うものとします。 第 8 章 組織としての取組み 1. 職員の意識向上 職員一人一人が本計画策定の意義を理解し、今後懸念される公共施設等の老朽化問題や人口減少による財源不足問題など組織全体としての危機意識の共有、公共施設マネジメントの浸透を図るため計画的に職員研修会などを実施していきます。 2. 「見える化」の実施 コスト意識の希薄化を防ぐため、全職員に対して様々な経費（人件費・光熱費・印刷費・消耗品費等）の「見える化」を図り、節約意識の向上に繋げていきます。 3. 地方公会計制度の活用 公共施設等のライフサイクルコストの試算・分析など中長期的な財政運営への活用を行い、限られた財源を賢く使う＝「ワイズスペンディング」に繋げていきます。 4. 構成市町との連携 消防施設の長寿命化だけでなく、構成市町の協力が不可欠であることから密接に連携を図り、効果的な「施設複合化マネジメント」についても推進します。（例：消防団車庫＋自治会集会所の複合化など） 5. フォローアップの実施 P D C A サイクルを継続的に行い、取組み方策の効果の検証、改善措置を行うとともに様々な状況の変化に合わせて本計画の見直しについても適宜図っていくものとします。	

3 維持管理・修繕・更新に係る中長期的な経費の見込み等把握

3-1 公共施設等の将来の更新等費用の見通し

(1) 標準使用年数（従来型）まで維持した場合の40年間の修繕・更新等費用

標準使用年数（従来型）は、各法令等で定められた構造別耐用年数を踏まえ、鉄筋コンクリート造 60 年、鉄骨造 45 年、木造 30 年と設定します。

標準使用年数まで維持した場合の40年間の修繕・更新等費用の合計は、約 34.2 億円、1 年間の平均は約 0.9 億円と試算されます。

また、令和 38（2056）年は、改築などにより多額の費用がかかる見込みで、計画期間の 36 年間における将来の更新等費用は、総額約 31.1 億円、年平均 0.86 億円になる見通しです。

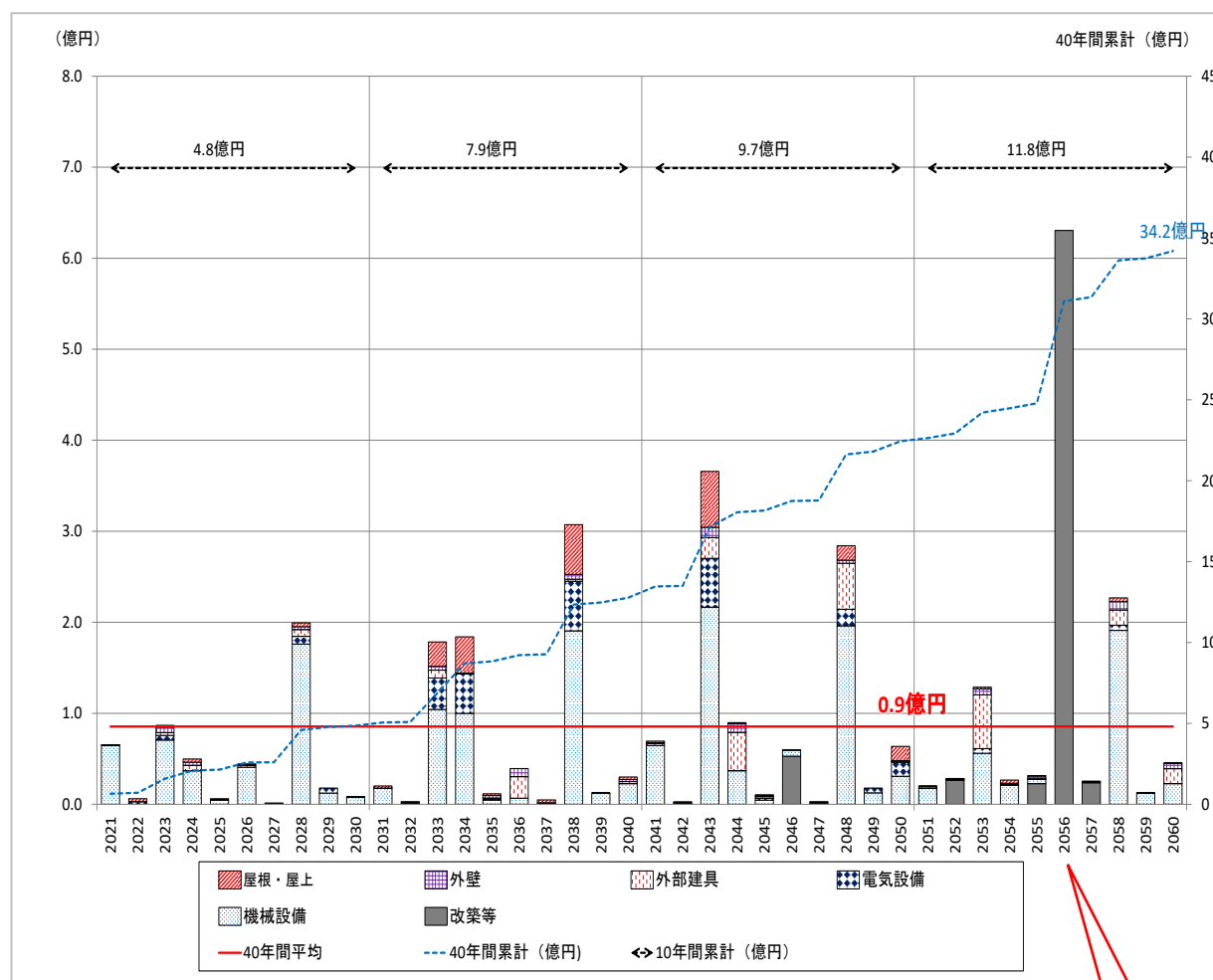


図 3-1 標準使用年数（従来型）まで維持した場合の修繕・更新等費用

令和 38 年

（２）目標使用年数（長寿命化型）まで維持した場合の40年間の修繕・更新等費用

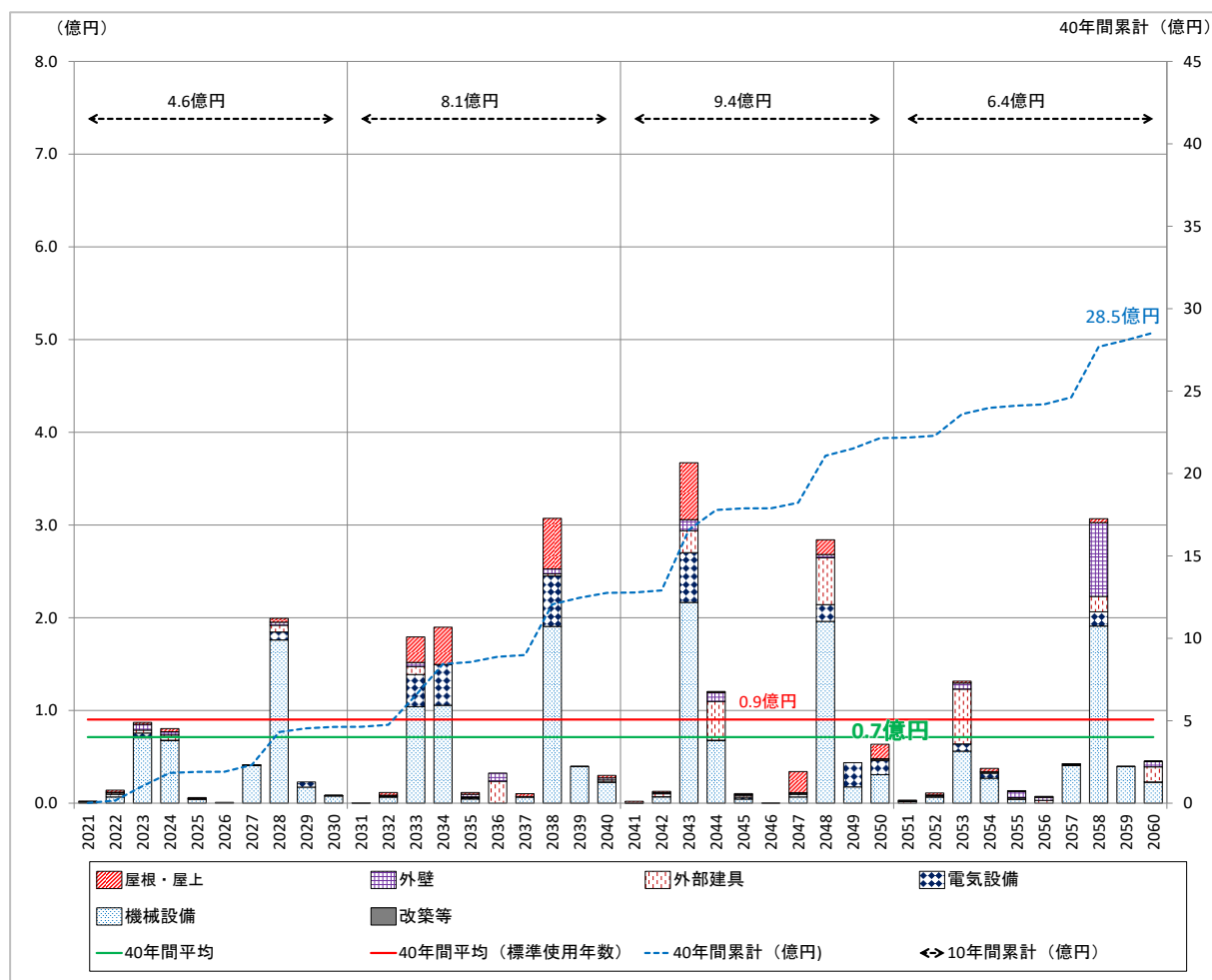
目標使用年数※（長寿命化型）は、計画的に予防保全を行うことにより標準使用年数（従来型）よりも長期使用できる年数のことであり、鉄筋コンクリート造 80 年、鉄骨造 65 年、木造 50 年と設定します。

予防保全を実施して目標使用年数まで維持した場合の 40 年間の修繕・更新等費用の合計は、約 28.5 億円、1 年間の平均は約 0.7 億円と試算されます。

〔図 3-1〕「標準使用年数まで維持した場合」と比較すると、改築の時期が延ばされたことにより、40 年間で約 5.7 億円、1 年間の平均で約 0.2 億円が削減されると試算されます。

また、計画期間の 36 年間における将来の更新等費用は、総額約 24.2 億円、年平均 0.67 億円になる見通しです。

※目標使用年数：「建築物の耐久計画に関する考え方」（社団法人日本建築学会）によると、鉄筋コンクリート造の場合、望ましい目標耐用年数の範囲は 50～80 年とされており、計画的な保全を行うことにより、長期使用期間の目安を設定できます。「目標使用年数」は鉄筋コンクリート造 80 年、鉄骨造 65 年、木造 50 年と設定



できます。

図 3-2 予防保全を図り目標使用年数（長寿命化型）まで維持した場合の修繕・更新等費用

参考：標準使用年数まで維持した場合に火葬場・斎場及びし尿処理場の特殊設備の費用を加えた
修繕・更新等費用

○40年間の修繕・更新等費用の合計は、約 59.5 億円、1 年間の平均は約 1.5 億円と試算されます。

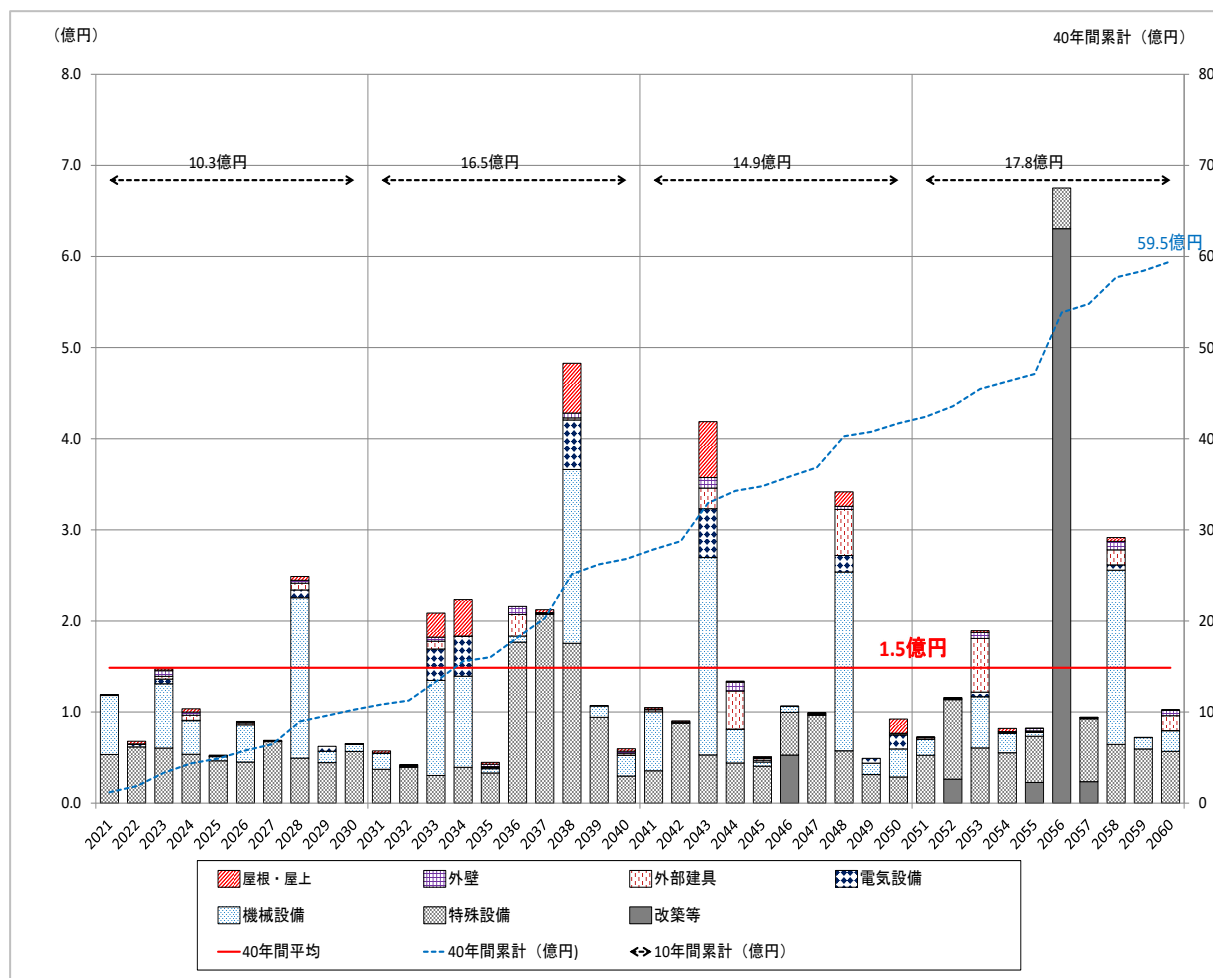


図 3 - 3 標準使用年数まで維持した場合に火葬場・斎場及びし尿処理場の特殊設備の費用を加えた修繕・更新等費用

【特殊設備】

□火葬場・斎場

火葬炉設備

□し尿処理場

ポンプ、設備機器、水槽

参考：目標使用年数まで維持した場合に火葬場・斎場及びし尿処理場の特殊設備の費用を加えた
修繕・更新等費用

○40年間の修繕・更新等費用の合計は、約 53.8 億円、1 年間の平均は約 1.3 億円と試算されます。

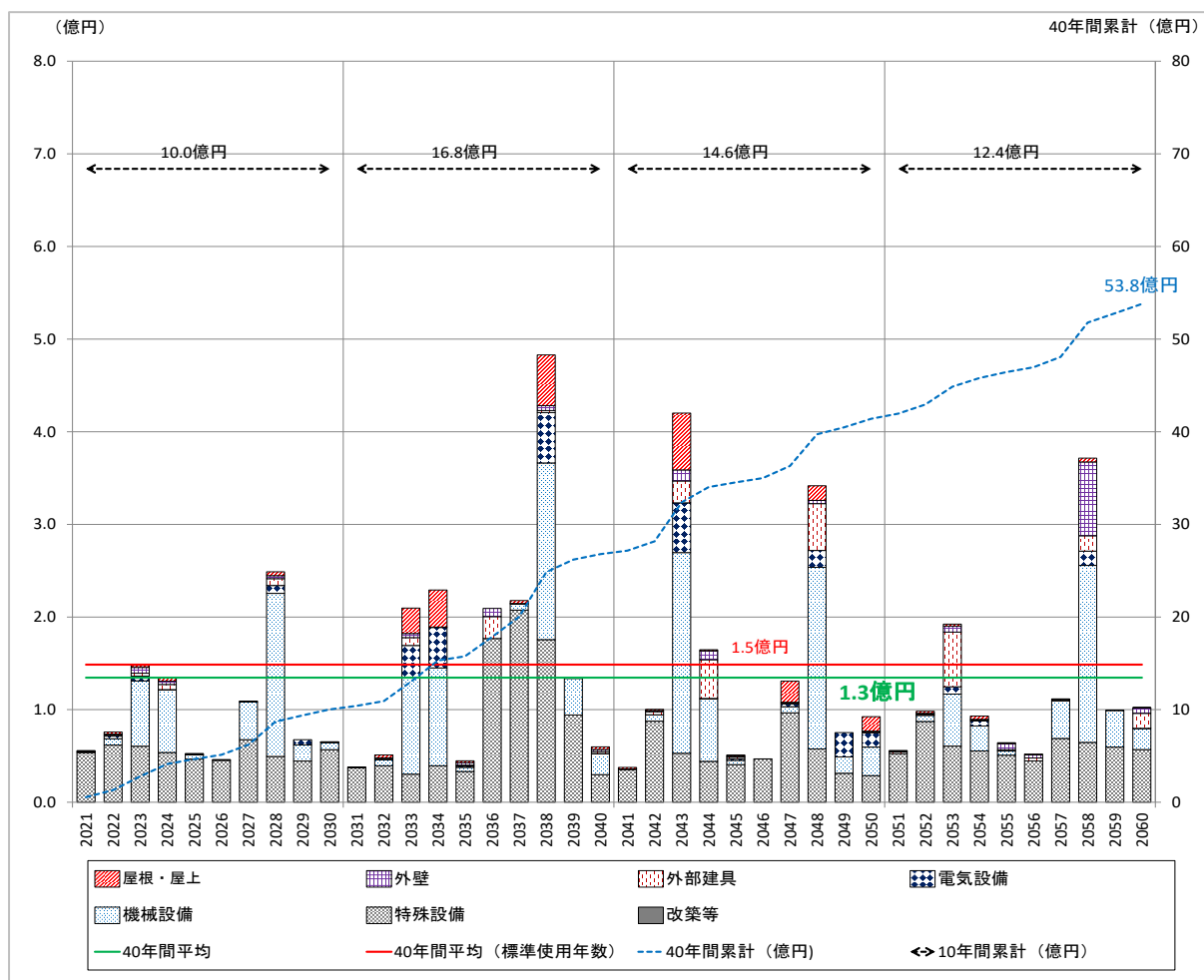


図 3-4 予防保全を図り目標使用年数まで維持した場合に火葬場・斎場及びし尿処理場の特殊設備の費用を加えた修繕・更新等費用

3-2 現況や課題に関する基本認識

■施設の現状からみた課題

施設数を建築年度別にみると、建築後 20 年未満の施設が多くを占めています。これらの施設は、維持管理、大規模な改修及び更新が必要となる時期を順次迎え、多額の費用を要すること、更新時期が集中することが想定されます。

今後、老朽化した施設の安全性確保、適正なし尿処理等の確保、安定的な火葬場・斎場の運営など、構成市町の住民が安心して生活できる環境を提供するために、施設の適切な維持管理・運営による長寿命化により、更新等費用の抑制、平準化を図ることが必要です。また、環境負荷の低減や効率性と経済性に配慮した最適な施設の整備や維持管理が必要です。

■財政状況からみた課題

本組合の歳入の大半が構成市町の負担金であることから、構成市町の厳しい財政状況を見据えながら、施設の老朽化への対応や、社会構造の変化に対応した施設整備や改修事業など、今後、維持・管理にかかるコストの抑制や、国・県の補助制度及び地方債の活用など財源の確保を検討していくことが必要です。

■人口等の今後の見通しからみた課題

構成市町の将来の総人口は、微減傾向にあり、令和 27（2045）年には、約 24.9 万人になると予測されています。

また、年齢 3 階層別人口割合を見ると、年少人口・生産年齢人口が減少する一方、高齢者人口は増加し、少子高齢化が進行すると予測されています。

人口減少・少子高齢化の進行による人口構造や生活様式の変化を踏まえ、救急活動の増加、火葬件数の増加、公共下水道の普及によるし尿や浄化槽汚泥の処理量減少などの動向や変化に対応した、行政サービスのあり方や施設の維持・向上を検討していくことが必要です。

4 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

4-1 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する取組の方向性

公共施設を取り巻く現状と課題を踏まえ、本組合における公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する取組の方向性を以下のように設定します。

◆安全・安心の確保

- 構成市町の住民が安全・安心に生活できる環境を提供するために、施設の日常的・定期的な点検・修繕や計画的な更新等を行い、老朽化した施設の安全性確保、適正なし尿処理等の確保、安定的な火葬場・斎場の運営に取り組みます。
- 特に、大規模災害発生時には災害対応拠点となることから、地震動等の災害外力にも耐えうる施設とするため、修繕等の機会を的確に捉え、施設の防災・耐震性能や事故に対する安全性能向上を図り、効率的・効果的な対策を行うものとします。

◆財政負担平準化の推進

- 建築後 20 年未満の施設数が多くを占めていますが、これらは本計画期間の中で、順次築 30 年を超えるものが増加します。施設の継続した維持管理、大規模改修及び更新に際しては、品質（老朽化に伴う機能低下等の状況）、供給（処理能力等）及び財務（将来の維持更新費の縮減等）の観点から、優先すべき施設の改修・更新を実施し、財政負担の平準化を推進します。

◆計画的な維持管理の推進

- 公共施設全体に対し、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減に効果的な予防保全型の維持管理を推進します。
- 今後の人口構造の変化に伴う利用ニーズの変化に対応した、施設の機能更新や基幹的設備改良を推進します。
- 公共施設等の維持管理にあたっては、施設情報を集約し一元化を図る必要があります。各施設の劣化度や運営状況を適切に把握したうえで優先度などの分析評価を行い、公共施設マネジメントを計画的に推進していくものとします。

4-2 公共施設の管理に関する基本的な考え方

（１）点検・診断等の実施方針

施設は、利用の状況や立地条件等に応じて、施設ごとに劣化や損傷等の進行が異なることから、各施設の状態を考慮したうえで、劣化及び機能低下を防ぎ、構成市町住民が安全・安心で安定的・継続的に利用できるよう、定期的な点検・診断等を実施します。

（２）維持管理・更新等の実施方針

施設に不具合が生じてから必要となる修繕等を行う「事後保全型の維持管理」の考え方から、施設の長寿命化を図るとともに、将来の更新費用等の抑制を図る観点から、計画的な点検、診断及び修繕を行う「予防保全型の維持管理」への転換を推進します。

部位によって物理的な耐用年数、劣化した場合の安全性、施設運営への影響などが異なるため、部位に応じて適切な保全手法を選択して実施していきます。

（３）安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が認められた施設や、経年劣化等により今後利用の制限が見込まれる施設については、安全確保の観点から速やかに構成市町との協議により、修繕等の対策を講じます。

（４）耐震化の実施方針

本組合施設は、昭和 56（1981）年以降の新耐震基準建築物であり、耐震補強を必要としていません。一方、大規模災害発生時には災害対応拠点となることから、その機能を継続的に維持するためには、地震動等の災害外力にも耐えうる施設でなければなりません。そのため、修繕等の機会を的確に捉え、施設の防災性能や事故に対する安全性能についての向上を図ります。

（５）長寿命化の実施方針

計画的な点検・診断等を踏まえ、目標使用年数（長寿命化型）までの使用を可能とするため、個別施設計画に基づき修繕等を実施し、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減を図ります。

（６）ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、多様な世代の利用に配慮したユニバーサルデザイン化を推進します。

「消防施設」や「し尿処理施設」の見学者や、「火葬場・斎場」の利用者などの不特定多数の利用を前提に、移動円滑化のための新たなピクトグラム整備（誘導サインなど）、障がい者等用駐車スペース、多機能トイレ、手摺等の整備など、「ユニバーサルデザイン」に係る改修等を推進します。

（７）統合や廃止の推進方針

ア 常備消防施設

消防力の強化及び消防サービスの更なる充実を図るために必要な施設規模や配置として現在の配置、規模を維持します。

イ 非常備消防施設

地域防災の中核的存在として、平常時においても地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしていることから、現状の個別分団の機能を将来にわたり維持していくことを基本とします。

ウ 火葬場・斎場

現在の規模・配置を維持した上で、社会情勢の変化や住民ニーズ等に応じた公共サービスの提供、適正な維持・管理方法を実施し、継続運営します。

エ し尿処理場

現在の規模・配置を維持した上で、社会情勢の変化やし尿処理量等に応じた、適正な維持・管理方法を実施し、継続運営します。

（８）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

施設の維持管理については、各施設の職員による劣化状況調査や法定点検により、不具合の早期発見と修繕対応を図ります。劣化状況調査及び修繕の結果については、竣工図等の各種データと合わせて蓄積し、今後の劣化の予測、長寿命化改修の時期の検討に活用します。

5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

5-1 広域消防

(1) 消防施設

ア 消防施設概要

広域消防は、常備消防施設 5 署（訓練棟 5 棟含む）、非常備消防施設 23 分団車庫となっており、常備消防施設の延床面積は 11,940.56 m²、非常備消防施設の延床面積は 1,600.26 m²です。

表 5-1 消防施設

施設類型	施設番号	施設名	棟番号	棟名	敷地面積	棟数	延床面積		構造・階数	竣工年	経過年数	耐震対策実施状況		
					(㎡)	(棟)	(㎡)	(%)						
常備消防施設	1	消防本部・西消防署	1	消防本部・西消防署		1	5,356.81		RC・4F	H25 (2013)	7	新耐震基準		
			1-1	消防本部・西消防署 訓練棟A		1	205.32		RC・6F	H25 (2013)	7	新耐震基準		
			1-2	消防本部・西消防署 訓練棟B		1	261.44		RC・2F	H25 (2013)	7	新耐震基準		
				計	4,999.71	3	5,823.57	48.8						
	2	西消防署三芳分署	2	西消防署三芳分署	2,192.37	1	1,354.75	11.3	RC・4F 地下1F	H15 (2003)	17	新耐震基準		
	3	東消防署	3	東消防署		1	1,536.08		RC・3F	H16 (2004)	16	新耐震基準		
			3-1	東消防署 訓練棟A		1	323.70		RC・6F	H16 (2004)	16	新耐震基準		
			3-2	東消防署 訓練棟B		1	348.00		RC・2F	H16 (2004)	16	新耐震基準		
			3-3	東消防署 訓練棟C	1	288.00	RC・2F	H16 (2004)	16	新耐震基準				
		計	9,658.00	4	2,495.78	20.9								
4	東消防署富士見分署	4	東消防署富士見分署	1,534.73	1	911.54	7.6	RC・2F	R3.3 (2021.3)	0	R3.3竣工			
5	東消防署ふじみ野分署	5	東消防署ふじみ野分署	1,128.00	1	1,354.92	11.3	RC・2F 地下1F	H8 (1996)	24	新耐震基準			
	計			19,512.81	10	11,940.56	100.0	88.2						
広域消防	非常備消防施設	6	富士見市消防団 第1分団車庫	6	富士見市消防団 第1分団車庫	99.99	1	73.08	4.6	S・2F	H24 (2012)	8	新耐震基準	
		7	富士見市消防団 第2分団車庫	7	富士見市消防団 第2分団車庫	269.58	1	105.00	6.6	W・1F	H23 (2011)	9	新耐震基準	
		8	富士見市消防団 第3分団車庫	8	富士見市消防団 第3分団車庫	164.59	1	72.69	4.5	LGS・ 2F	H27 (2015)	5	新耐震基準	
		9	富士見市消防団 第4分団車庫	9	富士見市消防団 第4分団車庫	272.10	1	99.37	6.2	LGS・ 1F	H25 (2013)	7	新耐震基準	
		10	富士見市消防団 第5分団車庫	10	富士見市消防団 第5分団車庫	281.13	1	76.00	4.7	LGS・ 1F	H13 (2001)	19	新耐震基準	
		11	富士見市消防団 第6分団車庫	11	富士見市消防団 第6分団車庫	119.00	1	73.08	4.6	LGS・ 2F	H26 (2014)	6	新耐震基準	
		12	富士見市消防団 第7分団車庫	12	富士見市消防団 第7分団車庫	250.20	1	98.38	6.1	LGS・ 1F	H18 (2006)	14	新耐震基準	
		13	富士見市消防団 第8分団車庫	13	富士見市消防団 第8分団車庫	162.67	1	68.31	4.3	LGS・ 1F	H27 (2017)	3	新耐震基準	
		14	ふじみ野市消防団 第1分団車庫	14	ふじみ野市消防団 第1分団車庫	57.76	1	63.61	4.0	S・2F	H17 (2005)	15	新耐震基準	
		15	ふじみ野市消防団 第2分団車庫	15	ふじみ野市消防団 第2分団車庫	144.36	1	82.21	5.1	S・2F	H22 (2010)	10	新耐震基準	
		16	ふじみ野市消防団 第3分団車庫	16	ふじみ野市消防団 第3分団車庫	104.00	1	68.58	4.3	S・2F	H20 (2008)	12	新耐震基準	
		17	ふじみ野市消防団 第4分団車庫	17	ふじみ野市消防団 第4分団車庫	125.76	1	72.68	4.5	S・2F	H19 (2007)	13	新耐震基準	
		18	ふじみ野市消防団 第5分団車庫	18	ふじみ野市消防団 第5分団車庫	163.00	1	52.99	3.3	S・1F	H9 (1997)	23	新耐震基準	
		19	ふじみ野市消防団 第6分団車庫	19	ふじみ野市消防団 第6分団車庫	160.45	1	81.20	5.1	S・2F	H30 (2018)	2	新耐震基準	
		20	ふじみ野市消防団 第7分団車庫	20	ふじみ野市消防団 第7分団車庫	102.30	1	52.99	3.3	S・1F	H17 (2005)	15	新耐震基準	
		21	ふじみ野市消防団 第8分団車庫	21	ふじみ野市消防団 第8分団車庫	176.01	1	52.99	3.3	S・1F	H13 (2001)	19	新耐震基準	
		22	ふじみ野市消防団 第9分団車庫	22	ふじみ野市消防団 第9分団車庫	88.00	1	60.03	3.8	LGS・ 2F	H14 (2002)	18	新耐震基準	
		23	ふじみ野市消防団 第10分団車庫	23	ふじみ野市消防団 第10分団車庫	156.00	1	50.96	3.2	LGS・ 1F	H7 (1995)	25	新耐震基準	
		24	三芳町消防団 第1分団車庫	24	三芳町消防団 第1分団車庫	632.15	1	59.31	3.7	LGS・ 1F	S60 (1985)	35	大規模改修 R2.10月竣工	
		25	三芳町消防団 第2分団車庫	25	三芳町消防団 第2分団車庫	313.75	1	58.93	3.7	S・1F	H8 (1996)	24	新耐震基準	
		26	三芳町消防団 第3分団車庫	26	三芳町消防団 第3分団車庫	235.74	1	59.25	3.7	S・1F	H4 (1992)	28	新耐震基準	
		27	三芳町消防団 第4分団車庫	27	三芳町消防団 第4分団車庫	187.83	1	59.31	3.7	LGS・ 1F	S61 (1986)	34	大規模改修予定	
		28	三芳町消防団 第5分団車庫	28	三芳町消防団 第5分団車庫	167.15	1	59.31	3.7	LGS・ 1F	S62 (1987)	33	大規模改修予定	
				計			4,433.52	23	1,600.26	100.0	11.8			
		合計					23,946.33	33	13,540.82	100.0				

※構造記号 RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、LGS：軽量鉄骨造、W：木造

(三芳町消防団第 1 分団車庫は令和 2 (2020) 年 10 月に大規模改修が完了し、東消防署富士見分署は令和 3 (2021) 年 3 月に竣工しています。)

消防本部・西消防署に本組合事務局を併設しています。

三芳町消防団第 4 分団車庫、三芳町消防団第 5 分団車庫はそれぞれ、経過年数 34 年であり、組合施設の中で最も老朽化しています。

富士見市消防団第 7 分団車庫は、富士見市公共施設等総合管理方針に「新河岸川河川水防センター」として管理方針が策定されているため、本計画では策定しません。

イ 施設の課題

経過年数が 30 年以上を超える施設は、機能維持の観点から、維持保全及び更新の必要性が認められます。

ウ 施設の整備方針

施設の長寿命化を図るとともに、将来の更新費用等の抑制を図る観点から、計画的な点検、診断及び修繕を行う「予防保全型の維持管理」への転換を推進します。

施設の修繕等の優先順位は、施設の防災・利便性の観点における施設重要度、経過年数と劣化度評価からみた優先順位を組み合わせ設定します。

(2) 消防車両等

ア 消防車両等の現状

常備消防施設に 51 台、非常備消防施設に 23 台保有しています。(令和 3 年 3 月現在)

イ 消防車両の課題

消防車両は、消防車両等更新計画に基づいて、計画的に整備が行われています。

今後も消防車両は、使用年数等の経過により順次更新しますが、更新時は、より効果的かつ効率的な車両等を整備していく必要があります。なお、消防機器の技術革新に伴い、新たに開発された消防車両の導入について積極的に検討し、より高機能な車両に更新するとともに、複雑多様化する現代災害に対応できる特殊車両等の導入についても検討し、整備する必要があります。

ウ 基本方針

消防車両等は、消防車両等更新計画に基づいて適正な更新を行います。なお、現有消防車両等の更新時は、技術革新により新たに開発された車両の導入について積極的に検討し、より高機能な車両に更新するとともに、複雑多様化する災害に対応できる特殊車両等の新規整備についても検討し、整備を図ります。

【消防車両等の更新・整備に当たっての基本方針】

- 1) 消防車両等更新計画に基づき、消防団も含めた消防車両等の更新を行います。
- 2) 特殊車両等について検討し、整備を図ります。
- 3) 災害用重機は劣化状況や使用頻度を考慮し、必要に応じて更新を行うこととします。

表 5－2 車両種類と配備先、更新計画（枠内の数字は配備車両台数）

消防施設 消防車両等		更新 周期 (年)	常備消防施設 配置台数						非常 消防 分庫 消防 車庫
			消 防 本 部	西 消 防 署	西 消 防 署 三 分署	東 消 防 署	東 消 防 署 富 見分署	東 消 防 署 野 分署	
① 水槽付き消防ポンプ自動車		15		2		1	1	1	
② 消防ポンプ自動車		15		1	1			1	
③ はしご車		20		1		1			
④ 化学消防車		15			1				
⑤ 救急車		7		3	2	2	1	1	
⑥ 救助工作車		15		1		1			
⑦ 指揮車		15	1						
⑧ 支援車		20		1					
⑨ 運搬車		15		1		1			
⑩ 指揮広報車		20	1		1	1	1	1	
⑪ 連絡車		20	9	2		1			
⑫ 災害用バス		15	1						
⑬ 災害用モーターバイク		20		2		2			
⑭ 地震体験車		20	1						
⑮ 司令車		7 (リース期間)	1						
⑯ 災害用重機		未定				1			
合計			14	14	5	11	3	4	
消防ポンプ自動車		17							23

(3) 通信指令施設

ア 通信指令施設の現状

高機能消防指令センターは、119 番通報から災害の収束に至るまで、その消防活動が迅速かつ的確に行われるよう一元的に管理するためのシステムで、最新鋭のコンピュータと最新の通信機器により構築されており、24 時間、365 日稼働しています。

また、消防救急デジタル無線は、消防救急活動において指令センターと消防隊・救急隊間を結ぶもので、災害に強い無線通信システムであり、消防救急活動に不可欠なものとなっています。

イ 通信指令施設の課題

通信指令設備の突発的な使用障害や事故は、消防サービス機能停止に直結することから、重大な障害リスクは事前に取り除いておかなければなりません。そのためには、耐用年数等により劣化の状況を予測し、適正な時期に更新やバージョンアップを行う「予防保全」の考え方を徹底する必要があります。

予防保全の徹底により、消防サービスをいかなる時でも、確実に提供できるよう取り組んでいきます。

ウ 基本方針

具体的な更新整備の時期については、その時々消防需要や設備の状況をふまえ、整備計画の中で検討するものとします。

(ア) 高機能消防指令センター

総務省消防防災施設整備費補助金交付要綱においては、地理的事情、市町人口規模、都市構造等を勘案して離島型、Ⅱ型、Ⅲ型の 3 つに区分され、装置別の数量の基準が示されています。人口規模については、Ⅱ型は原則として 10 万人以上 40 万人未満、Ⅲ型はおおむね 40 万人以上が目安とされています。当組合はⅡ型区分です。

今後の更新については、適切な時期に情報系、通信系、車載系、その他の部分更新やバージョンアップ、全面更新を実施します。

また、全面更新時には旧システムを運用しながら新システムを構築する必要があることから、建物内に更新時の代替スペースも確保することとします。

【高機能消防指令センターの今後の更新予定】

- ① 令和 4 (2022) 年度 通信系 更新
- ② 令和 5 (2023) 年度 情報系 更新
- ③ 令和 6 (2024) 年度 車載系、その他 更新 (全更新)

(イ) 消防救急デジタル無線設備

デジタル無線基地局は、消防本部に設置しています。

電波法関係審査基準の改正により従来のアナログ無線の使用期限が平成 28 (2016) 年 5 月とされて、本組合では、平成 24 (2012) 年度から平成 25 (2013)

年度までの2か年度で消防救急デジタル無線設備整備事業を行い、平成26(2014)年2月から運用を開始しました。

【消防救急デジタル無線設備の今後の更新予定】

令和6(2024)年度 車載系、その他 更新

表5-3 通信指令施設等耐用年数(入間東部地区事務組合通信指令施設等の更新計画)

装置名称		台	耐用年数	備考
指令装置			—	
	指令台	9		
	自動出勤指定装置	5		
	地図等検索装置	5		
	長時間録音装置	9		
	非常用指令設備	9		
	指令制御装置	9		
	署所端末装置	9		
支援情報表示装置		5	5	
表示盤		5	5	
無線統制台		1 1	—	
指令電装装置			5	
	指令情報送信装置	1		
	指令情報出力装置	1		
気象観測装置		5	—	
災害状況等自動案内装置		9	—	
順次指令装置		9	—	
音声合成装置		5	5	
システム監視装置		5	5	
出動車両運用管理装置(アンテナ)		1 1	—	
出動車両運用管理装置			5	
	管理装置	1		
	車載端末装置	1		
	車外設定端末装置	1		
電源設備			5	
	直流電源装置(指令台)	1		
	直流電源装置(無線用)	1		
	無停電電源装置	1		
位置情報サーバー(統合型)		9	—	
電話交換設備		1 1	—	
監視カメラ		9	—	
119FAX受信装置		1 1	—	
無線回線制御装置		1 1	—	
管理監視制御卓		1 1	—	
基地局無線装置		1 1	—	
空中線共用器		1 1	—	
車載型無線装置		1 1	—	
携帯型無線装置		1 1	—	
卓上型固定移動無線装置		1 1	—	
可搬型無線装置		1 1	—	
卓上型受令機		1 1	—	
署活系無線機		1 1	—	

5-2 火葬場・斎場

(1) 施設概要

施設は、火葬棟、待合棟、式場棟で構成しています。火葬を行う火葬棟は、火葬炉6基、小動物火葬炉1基、告別室2室、収骨室2室、霊安室1室、遺族が休憩する待合室は7室（各48席）、更衣室、待合ロビー、売店、ラウンジを、通夜・告別式を行う式場棟は、式場3室（120席、80席、40席）、集会室3室、遺族控室司祭控室3室を備えています。

指定管理者制度で管理運営しています。（指定期間；5年間）

式場は構成市町の住民のみ利用でき、火葬は、構成市町の住民を優先とし、他地域住民も利用できる時間も設けています。

表5-4 火葬場・斎場

施設類型	施設番号	施設名	棟番号	棟名	敷地面積	棟数	延床面積	構造・階数	竣工年	経過年数	耐震対策実施状況
					(㎡)	(棟)	(㎡)				
火葬場・斎場	28	入間東部広域斎場 しのめの里	28	入間東部広域斎場 しのめの里	39,884.21	1	5,341.35	RC・2F	H20 (2008)	12	新耐震基準

※構造記号 RC：鉄筋コンクリート造

(2) 施設の課題

施設の延命化を目的とした建物及び外壁等の補修工事や火葬炉設備の修繕を実施していますが、設備・備品、駐車場等の経年劣化に対しても修繕対応が必要です。

(3) 施設の整備方針

火葬場・斎場は、現在の規模・配置を維持した上で、社会情勢の変化や住民ニーズ等に応じた公共サービスの提供、適正な維持・管理方法を実施し、継続運営します。

施設の長寿命化を目的とした建物及び火葬炉設備の改修工事を計画的に行うこととします。

5-3 し尿処理場

(1) 施設概要

平成 30 (2018) 年 3 月に計画処理能力 26k1/日 (し尿 : 3k1/日・浄化槽汚泥 : 23k1/日) の鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 2 階建ての施設を整備しました。処理水は、ふじみ野市公共下水道に放流しています。

し尿の処理人口は減少傾向にあり、令和元 (2019) 年度を平成 22 (2010) 年度と比較すると 56%減の 581 人となっています。

浄化槽の処理人口は、平成 27 (2015) 年度から構成市町の公共下水道の整備推進に伴い、減少傾向にあります。

表 5-5 し尿処理場

施設類型	施設番号	施設名	棟番号	棟名	敷地面積	棟数	延床面積	構造・階数	竣工年	経過年数	耐震対策実施状況
					(㎡)	(棟)	(㎡)				
し尿処理場	29	浄化センター	29	浄化センター	15,185.79	1	908.92	RC・2F 地下1F	H30 (2018)	2	新耐震基準

※構造記号 RC : 鉄筋コンクリート造

(2) 施設の課題

今後、構成市町において公共下水道及び合併浄化槽の整備推進により、搬入量の減少が見込まれます。長期的に見て搬入に対し処理能力に影響を与える状況ではありませんが、設備等の老朽化に対応した長寿命化が必要です。

(3) 施設の整備方針

し尿処理場は、現在の規模・配置を維持した上で、社会情勢の変化やし尿処理量等に応じた適正な維持・管理方法を実施し、継続運営します。

部位によって物理的な耐用年数、劣化した場合の安全性、施設運営への影響などが異なるため、部位に応じて適切な保全手法を選択して実施していきます。部位の修繕・更新周期を踏まえて、修繕・更新時期を設定し、予防保全を行うこととします。

併せて、基幹的設備改良工事の内容・時期についても検討することとします。

6 本計画の推進体制

6-1 取組体制の構築

組織全体で将来を見据えた公共施設マネジメントを効率的・効果的に行っていくため、以下の点について積極的な取組を行います。

(1) 取組体制

総務課と各施設所管課が連携し、情報共有を行いながら、組合全体で本計画を推進します。

(2) 「見える化」の実施

行政コストの削減が難しいのは、どこにどの程度の経費がかかっているのか所管部署のみが把握しているケースが多く、組織全体に周知されていないことが原因です。

コスト意識の希薄化を防ぐため、全職員に対して様々な経費（光熱水費・修繕費・工事費等）の「見える化」を図り、無駄が生まれる業務の発見や節約意識の向上に努めます。

(3) 地方公会計制度の活用

統一的な基準による地方公会計制度の整備に伴い、現金主義会計では見えにくかった行政コストやストックについても把握することができるようになったことから、公共施設等のライフサイクルコストの試算・分析など中長期的な財政運営への活用を行い、限られた財源を賢く使う＝「ワイズスペンディング」を実施します。

(4) 構成市町との連携

施設の長寿命化には、多額の費用が必要となることから、構成市町との情報共有や連携により本計画を推進します。

6-2 情報基盤の整備・情報共有の方策

(1) 情報の一元管理

施設の基本情報、維持管理費、修繕履歴等の情報について整理し、一元的な管理を行うことで、計画的かつ効率的な管理を推進します。

(2) 構成市町住民との情報共有

本計画に基づき、公共施設の維持管理や運営を的確に推進していくためには、住民に対して施設に関する情報を共有することが重要です。施設に関する情報について、これまで通り住民向けホームページ上などで公表し、情報の共有化を図ります。

6-3 フォローアップの実施方針

計画の進捗状況を把握・評価し、状況に応じて適切に改善を行います。そのため、PDCAサイクルの考え方に基づいて計画の推進に取り組みます。特に、計画の見直しに際しては、長寿命化等の実施状況、老朽化の状況を評価し、再検討を行います。

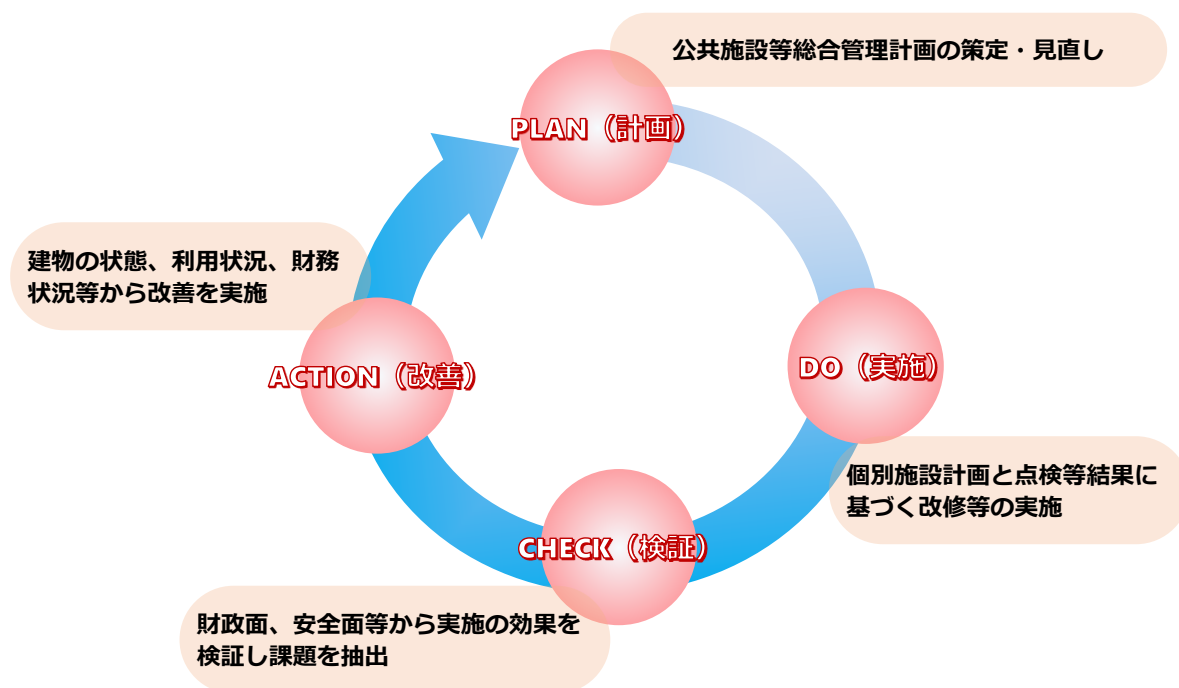


図 6-1 PDCA サイクル

7 参考資料

7-1 投資的経費の過去5年の実績値

過去5年の投資的経費の実績値を整理すると、本組合の施設にかかる施設整備費用の財政制約ラインは、消防施設の常備消防施設が約2.4千万円、非常備消防施設が約1.3千万円、火葬場・斎場が約2.9千万円です。

組合全体では、年間約6.6千万円が維持管理、更新に必要な経費となります。

① 直近5か年の消防施設の投資的経費

単位：千万円

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	直近5か年 平均
常備消防施設	1.262	0.906	1.799	2.189	5.706	2.372
非常備消防施設	0.194	2.945	3.167	0.056	0.014	1.275

② 直近5か年の火葬場・斎場の投資的経費

単位：千万円

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	直近5か年 平均
火葬場・斎場	3.237	2.986	2.457	2.862	3.131	2.935

③ 直近5か年のし尿処理場の投資的経費

単位：千万円

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	直近5か年 平均
し尿処理場	0	0	0	0	0	0

7-2 算定条件

(1) 修繕・更新周期の設定

「平成 31（2019）年版建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、編集・発行：一般財団法人建築保全センター）」を参考に各部位・設備の主要な部材の修繕・更新周期及び各部位・設備の単価を設定し算出します。

表 資-1 各部位・設備の主要な部材の修繕・更新周期

部位・設備		事務所モデル周期（年）			
		小規模 （延床面積 2,000 m ² 未満）		中規模 延床面積 2,000 m ² 以上）	
		修繕	更新	修繕	更新
建築部位	屋根・屋上	20	30	20	30
	外壁	20	40	10	50
	外部建具	20	40	20	40
電気設備	受変電	15	30	15	30
	通信・情報	5	25	5	25
機械設備	空調	10	20	10	20
	換気	5	30	5	30
	給排水	5	30	5	30
	消火	15	30	15	30
	昇降機	10	30	10	30

資料：平成 31（2019）年版建築物のライフサイクルコスト（一般財団法人建築保全センター）

※部位・設備のなかで、複数の部材があり周期が異なる場合は、そのなかで主要部材の周期としています。

※機械設備のうち消火、昇降機は建物ごとに設備の有無を考慮して計上しています。また消防団は建築部位のみで試算しています。

表 資-2 各部位・設備の単価

部位・設備		事務所モデル単価（円/m ² ）			
		小規模 （延床面積 2,000 m ² 未満）		中規模 （延床面積 2,000 m ² 以上）	
		修繕	更新	修繕	更新
建築部位	屋根・屋上	1,390	16,010	760	9,760
	外壁	2,320	6,260	570	13,760
	外部建具	2,230	16,750	1,360	9,250
電気設備	受変電	1,290	16,700	730	7,980
	通信・情報	130	2,210	80	1,880
機械設備	空調	3,710	20,030	5,260	21,270
	換気	2,410	5,280	1,560	4,010
	給排水	2,550	22,150	1,590	17,780
	消火	82	2,655	82	2,655
	昇降機	3,422	13,852	1,237	5,005

資料：平成 31（2019）年版建築物のライフサイクルコスト（一般財団法人建築保全センター）

※延床面積当たりの単価です。

（２）改築等の単価設定

改築等の単価を、以下のとおり設定します。

表 資-3 改築単価

		事務所モデル（単位：円/㎡）	
		小規模 （延床面積 2,000 ㎡未満）	中規模 延床面積 2,000 ㎡以上）
改 築	建設	404,560	375,660
	解体処分	41,400	33,800
	計	445,960	409,460

資料：平成 31（2019）年版建築物のライフサイクルコスト（一般財団法人建築保全センター）

**入間東部地区事務組合
公共施設等総合管理計画**

発行年月 令和3（2021）年3月

発行 入間東部地区事務組合

編集 入間東部地区事務組合

事務局総務課・消防本部消防総務課

〒356-0058 埼玉県ふじみ野市大井中央 1-1-19

T E L : 049-261-4891

F A X : 049-261-4395

E-mail : jimukyoku@irumatohbul19.jp

h t t p : //www. irumatohbul19.jp/